

連合岩手「2019 政策・制度要求と提言」(北上市)

1. 経済政策

- (1) 企業誘致、中小企業や地場産業の育成を図り、雇用の創設、拡大を図るとともに、雇用の安定、労働環境・労働者福祉の改善整備に努めること。

市総合計画では、企業誘致に加えて、地元中小企業の技術力、経営力強化への支援を図っており、研究開発から新事業創出と厚みのある地元中小企業支援を行ってまいりました。更なる企業誘致・雇用の創出につきましては、人手不足が深刻な状況にあることから、当面大きな雇用を必要とする企業の誘致については慎重に対応いたします。

管内の雇用情勢については、正社員有効求人倍率が1倍超で推移しており、安定的な雇用の場は整いつつあるものの、人手不足を背景とした労働環境の悪化も懸念されるところであり、引き続き様々な雇用労働施策を通して安定的な雇用・労働環境の整備に努めてまいります。

- (2) 低賃金や最低賃金引上げに向けた国の助成制度などの中小企業支援策について、地元企業に周知徹底し、給与所得の向上を図ること。

また、市内事業所に対し最低賃金の周知・徹底を図ること。

厚生労働省では、生産性向上のための設備投資などを行って事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合に設備投資に係る費用の一部を助成する「業務改善助成金」や、有期契約労働者等の処遇改善を実施した場合に助成する「キャリアアップ助成金」など、各種助成制度を設けております。こうした制度を活用することにより、雇用の安定や職場環境の改善が図られるよう、関係機関と連携し周知に努めます。また、最低賃金についても市の広報やホームページを通し周知徹底を図ってまいります。

- (3) 国、県では産業振興、福祉・保健・医療等に関する各種審議会に労働者代表を参加させているので、北上市においても労働者の声を市政に反映させるため、各種審議会等に(継続して)労働者代表を参加させること。

市総合計画の策定及び推進に関して審議する「北上市基本構想等審議会」において、労働団体の代表として貴協議会議長様に参加いただき、産業振興、福祉・保健・医療等のまちづくりの方向性について、専門的な見地から御意見を頂戴しているところです。

なお、産業振興に係る産業連携推進会議や工業振興審議会の委員につきましては、各産業団体の長や知識経験者に委嘱しておりますが、労働者の代表の参加につきましては、他市町の状況も参考に研究してまいります。

- (4) 東北労働金庫は、県内の多くの自治体と「自治体等提携融資制度」(協調倍率制度)を創設し、労働者への低利な融資を行うことにより生活の安定と福祉向上を図っているが、融資種類の拡大や住民への周知を図ること。

【回答】

市では、勤労者への低利な融資により生活の安定を図るため、現在勤労者生活安定金融融資(融資上限:100万円)を実施しております。融資種類の拡大については現時点で予定しておりませんが、引き続き広報・ホームページ等で制度の周知を図ります。

- (5) 地域での人材確保（育成）に向け、地域企業と連携し、小・中・高校生への工場見学を推奨するなど、地域企業への就職の方策を検討すること。

これまで市では、北上川流域ものづくりネットワークが支援する工場見学や、きたかみ・かねがさきテクノメッセの学校見学支援、高校2年生向けの企業ガイダンスなどの事業を通して、小・中・高校生のキャリア教育支援や地元企業の理解を深める取り組みを実施してきたところであり、引き続き、関係機関と連携を図りながら地元定着を高める取り組みを推進してまいります。

- (6) 人材不足が深刻化する中、育児介護等様々な理由から長時間働けない人や、健康で働く意欲のある高齢者も少なくないことからプチ勤務（超短時間勤務）の環境整備を各企業や関係団体と連携し、労働力確保及び多様な人材活用の取り組みを推進すること。

プチ勤務は、シフトや業務を細分化することで、時間的制約のある主婦や高齢者でも活躍できる勤務体系を指し、潜在労働力の掘り起こし策として取り組みが広がっているところでもあります。

有効求人倍率が高水準で推移し、生産年齢人口も減少が見込まれる中、企業が持続的に成長していくためには、多様な人材が活躍できるような職場環境の整備が必要であると考えており、こうした取り組みが広がっていくよう関係機関と連携しながら企業の理解促進に努めてまいります。

- (7) 岩手労働局や労働基準監督署と連携し過重労働・長時間労働の規制強化を図ること。

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等防止対策推進シンポジウムの開催や過重労働解消キャンペーンを実施しており、市も連携して周知・啓発を図ってまいります。

2. 社会福祉、保健医療の拡充について

- (1) 生活困窮者対策については、自治体によって実施方法・内容に差があるが、学習支援事業を積極的に実施するようさらに体制を強化すること。

平成30年度から子どもの学習支援事業を実施しており、月4回の定例学習会及び夏冬休み各5日間の集中学習会のほか、訪問による支援も行っております。今後も継続するとともに、ニーズの把握に努め、同事業の充実を図ってまいります。

- (2) 子どもの貧困対策、ひとり親家庭への支援については、児童福祉担当課、教育委員会、生活困窮者対策部門、母子保健担当課等が連携して取り組むよう体制を強化すること。

市では、昨年度、子どもの貧困対策に関する事項を検討するための「北上市子どもの貧困対策に関する研究会議」を設置し、子どもの生活実態調査を実施しました。今年度は調査結果の集計分析を行っておりますが、当該分析結果を踏まえ、子どもの貧困やひとり親の支援に関する総合的かつきめ細やかな対策につなげてまいります。

- (3) 本年2月に一度実施した「子ども食堂」について、課題を整理し総括を行うと共に、実施を検討する団体等に適切な助言等を行うこと。

「子ども食堂」につきましては、北上市社会福祉協議会が今年度も独自で実施していることから、その状況を確認し必要に応じて助言等を行ってまいります。

- (4) 市内でも児童虐待に関する痛ましい事件が発生していることから、改正児童福祉法で市町村の役割とされた子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点の整備、要保護児童対策地域協議会への児童福祉士等専門職員の配置など、子どもを守る体制を強化すること。

要保護児童及び要保護児童対策地域協議会の業務に社会福祉士を加えて対応しております。

また、新北上市健康管理センター整備に併せ、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点を設置し、関係機関と連携を図り、要保護児童等への支援体制を強化してまいります。

- (5) 介護サービスや障がい者支援サービスを必要としている人、家族が相談しやすい体制を拡充するとともに、「地域包括ケアシステム」の推進等、適切なサービスが受けられるような体制を整備すること。

高齢者やその家族の総合的な相談窓口として、地域包括支援センターを市内5か所に設置しておりますが、その役割や機能について分かりやすく周知を図り、市民の認知度を向上させるとともに、在宅医療介護連携支援センターを連携拠点として、医療と介護が一体的に提供される環境整備に取り組んでまいります。

また、障がい福祉サービスを必要としている人や家族の相談体制につきましては、市福祉課において社会福祉主事や保健師、ろう者等相談員など専門的な知識や技能を持った職員を配置しているほか、相談支援専門員を配置した指定相談支援事業所へ一般的な相談業務を委託しており、当事者や家族が相談しやすい環境となるよう今後とも努めてまいります。

- (6) 地元で適切な医療が受けられるよう医師確保に努めること。

医師確保につきましては、岩手県全体の課題でもあることから、岩手県や岩手医科大学、岩手県国民健康保険団体連合会等と連携し、「市町村医師養成事業」の医学生奨学金の取組みを継続してまいります。

- (7) 人材難が叫ばれている医療・介護・保育関係職員の処遇改善、勤務環境の改善を図るため、処遇改善加算等制度の活用を事業者にも周知徹底すること。

市が所管する介護サービス事業所につきましては、40事業所中38事業所が介護職員処遇改善加算を算定しており、残る2事業所についても機会をみて促してまいります。

また、保育所や学童保育所につきましても、事業者への説明会や個別相談等を通じて周知しており、今後も関係機関との連携を密にしながら、周知の徹底と制度の活用促進に努めてまいります。

3. 教育の拡充について

- (1) 教育の機会均等を保障する観点から、大学などの高等教育を対象とした「給付型奨学金」について創設、適用条件等の拡大を図ること。

給付型奨学金につきましては、国の施策として日本学生支援機構が貸与する奨学金制度において実施されております。

市の奨学金につきましては、他の奨学金制度を利用している場合でも併せて利用でき

ることから、経済的支援の面では国の施策によるところを基本とし、当面は奨学金制度の研究をしながら、若年層の定住化を目的とした返還金減免制度を継続してまいります。

- (2) 学校配分予算について、運営に十分な予算措置を行うこと。

また、学校徴収金について、学校配分予算が少ないことにより、受益者負担分との曖昧な部分を保護者負担にさせることのないよう、機会均等や水準確保の観点からも、各学校で差がでないようにガイドライン等を示し、必要に応じて十分な予算措置を行うこと。

よりよい学校施設と学習環境を整えるために、教育予算の拡充は重要なことと認識しております。今後も教育予算の拡充に努めてまいります。

- (3) 教職員の長時間労働をはじめとする働き方が社会問題になっていることから、これらを是正し教育の質的向上を図ること。

小中学校の教職員が仕事と子育てを両立できるよう、今後も勤務時間管理の適正化を図るとともに、安全衛生委員会の設置・開催等労働安全衛生体制の整備を徹底してまいります。

- (4) いじめや貧困、虐待の問題に的確に対応するため養護教諭、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを増員すること。

いじめや体罰問題を解消するために、養護教諭を複数配置することやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを常勤配置することの有効性については認識しております。

しかし、現段階において、市単独でこれらを配置することは財政的に困難であることから、当面は、県教育委員会から派遣されているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員を当該委員会に対し要望してまいります。

- (5) 「子どもの読書活動の推進に関する法律」の趣旨に添い、小さいうちから読書に対する興味を待たせられるよう、「読書おもいで帳システム」を市内図書施設（学校図書施設含む）すべてに導入するよう環境整備をはかること。

中央図書館では、読書のきっかけとするため、自分で読んだ本の書名や感想を記入する小冊子「読書通帳」を利用者に配布し、学校のほか幼児から大人まで幅広く利用いただいております。次年度には通帳の表紙のリニューアルを予定しており、今後も利用促進につながるよう様々な面において工夫してまいります。

- (6) 教育施設の耐震化を着実に進め、安心、快適に過ごすために洋式トイレの改修、エアコンの導入、バリアフリーの整備を早期に行うこと。

教育施設の耐震化につきましては、統合を検討している学校を除き完了しており、トイレの洋式化につきましても、耐震化と同様に統合の検討対象校を除き、2021年度までに洋式化率100%を目指します。

また、エアコンの導入につきましても、国の交付金を活用しながら、統合検討対象校を除いた全ての普通教室への設置を平成31年度（2019年度）内に進める予定です。

なお、バリアフリー整備については、新設や大規模改修工事等に併せて施工してまい

ります。

- (7) 次代を担う人材育成のため教育現場のＩｏＴ整備に取り組むこと。

ＩｏＴ整備については、現在、対話的な学習を支援するデジタルペンを導入しております。今後も、計画的に環境整備を進めてまいります。

- (8) 学校開放実施する小中学校では利用者の負担を最小限にとどめ、体育館、校庭を利用しやすい施設に改善すること。

市では、スポーツ基本法に基づき、スポーツ・レクリエーションの活動の場として、北上市立学校条例に定める小・中学校施設を市民に開放しております。

施設使用料については、周辺自治体の状況などを考慮しながら料金設定をしておりますが、市内の小・中学生の教育活動やスポーツ少年団の活動に対しては、北上市公の施設の使用料等減免条例により減免の規定を設け、全額免除としております。

今後も学校の施設担当課と連携しながら、市民が利用しやすい施設になるように環境を整備していくほか、学校開放につきましても市民に周知を図ってまいります。

4. 安心、安全のまちづくりについて

- (1) 震災復興にかかる補助金や諸制度のうち、今後必要とされるものについて、延長を関係機関に働きかけること。

東日本大震災の被災者に対する諸制度等の延長につきましては、県内各自治体と連携して対応してまいります。

- (2) 地震や豪雨による被害が全国的に多発しているので、防災対策を一層拡充し、住民に周知すること。

今年度から、防災力の強化や自主防災組織の活性化を目的に「自主防災マイスター認定制度」を創設し、防災・気象に関する講義や避難所運営を模擬体験する講習などを行い、市内16地区全てに42名のマイスターを認定しました。今後、2020年度までの3年間で市内全ての自主防災組織に最低1名以上のマイスターを認定し、自主防災活動を強化してまいります。

また、本年7月のコミュニティFM局の開局に伴い、事業者と災害時における緊急放送等に係る協定を締結し、災害時の新たな情報伝達手段を確保したところであります。

さらに、次年度には国から示された北上川の新しい浸水想定区域に対応したハザードマップの更新と全戸配布を予定しており、地区ごとに説明会を開催しながら市民への周知徹底を図ってまいります。

- (3) 大阪府北部地震によるブロック塀倒壊で犠牲者が出たことから、公共施設等の危険箇所を把握し、必要な補修・撤去を行うこと。あわせて、民間施設へは指導をすること。

市立小中学校及び幼児教育施設につきましては、危険箇所が無いことを確認しておりますが、引き続き、施設状況に十分注意を払いながら必要な補修等を行ってまいります。

また、民間施設の指導につきましては、市広報およびホームページにおいてチェックポイントを示し点検を呼び掛けるとともに、電話等の個別相談にも対応しております。

- (4) 利用者の安心・安全に懸念が大きい、いわゆる「ライドシェア」は導入しないこと。

ライドシェアの導入について、現在、市では検討しておりません。

- (5) 避難所に指定されている施設のトイレについて、災害避難時は絶対数が不足していると思われることから、災害（断水）時に衛生的に使用できる簡易トイレ（ラップポン）を、市内各指定避難所に配備拡充すること。

現在、災害時の第1次収容避難所17箇所（16交流センター、北上勤労者体育センター）には災害用の簡易トイレを400袋、折りたたみ式のワンタッチトイレを1台ずつ配備しており、今後も計画的に更新する予定です。

ラップポンにつきましては、1台20万円程度と高額であることや、現在も排泄物に手が触れない衛生的なものを配備していることから、導入する予定はありません。

- (6) 北工業団地内の交差点において右折車による渋滞が多いことから状況を確認いただき右折信号の整備等を関係機関に要請すること。

成田黒沢尻線との交差点につきましては、平成31年度（2019年度）に右折レーンの設置工事に着手する予定です。

- (7) 国道4号線の南部工業団地入口交差点（トヨタ紡織入口付近）で、東西方向の信号機には右折信号がなく、時間帯によっては工業団地側から4号線への右折する交通量も多く危険なことから、状況を確認いただき右折信号の整備等を関係機関に要請すること。

現地の交通量を調査したうえで、警察との交差点協議を行います。

5. 平等な人権を尊重する街づくりについて

- (1) 自治体職場はもとよりあらゆる職場でパワハラ、セクハラ等のハラスメントの防止、性的指向・性自認（SOGI）などの多様性を認め合う街づくりを推進すること。

自治体職場である北上市役所として、引き続きハラスメントの防止に向け、取り組みを継続してまいります。

また、現在、一人ひとりの多様性を認め合う誰もが暮らしやすい地域社会の実現を目指すべく、男女共同参画に係る条例の制定作業を進めており、当該条例の理念を実現するため、市民の理解促進に繋がる取り組みを行ってまいります。

- (2) 相談対応にあたる自治体職員、各種相談員、教職員、民生児童委員等に、セクハラやDV、児童虐待、LGBTや性的指向・性自認（SOGI）に関する理解を深めるための研修や最新の情報提供を行うこと。

相談対応にあたる自治体職員、各種相談員、教職員、民生児童委員等につきましては、関係機関等が実施する研修会へ積極的に参加し理解を深めるとともに、最新情報の提供・共有に引き続き努めてまいります。

6. 市政との連携について

市政に関して当地域協議会と定期的な協議の場を設定すること。

市の総合計画の策定及び推進に関する事項について審議することを目的に設置している北上市基本構想等審議会に、貴協議会議長様に参加いただいております。同審議会における御意見を市政に反映させてまいります。